

## 令和8年度0～2歳児世帯子育て支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、0歳から2歳までのこどもの育児を行う世帯に対し、子育てし大県“さが”タクシーを活用してスムーズな外出を支援することにより、子育てしやすい環境の整備を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、佐賀県とする。

### (申請対象者)

第3条 この事業の申請を行うことができる者は、令和8年4月1日現在の満年齢が0歳から2歳までのこども及び令和8年4月1日以降に生まれたこども（以下「対象となる子」という。）を養育している母子保健法第6条第4項に定める保護者（以下「保護者」という。）であって、県内に住民票を有する者とする。

### (助成対象者)

第4条 子育てし大県“さが”タクシー料金の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 対象となる子と同乗する保護者等
- (2) 対象となる子が入院している医療機関と当該保護者等の自宅その他の生活拠点との間を移動する保護者等

### (助成の申請等)

第5条 この事業の申請を行う者は、0～2歳児世帯子育てし大県“さが”タクシー利用券交付申請書（様式第1号）を、知事に提出するものとする。

### (利用券の交付等)

- 第6条 知事は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成対象者と認めるときは、0～2歳児世帯子育てし大県“さが”タクシー利用券交付申請処理簿（様式第2号。以下「処理簿」という。）に必要事項を記載し、0～2歳児世帯子育てし大県“さが”タクシー利用券（様式第3号。以下「利用券」という。）を交付するものとする。
- 2 利用券の交付は、1世帯につき1回限りとし、利用券の交付を受けた者が利用券を亡失し、又は毀損したときであっても、当該利用券の再交付はしないものとする。
  - 3 利用券は、1枚あたり500円相当の運賃（待料金及び迎車回送料金含む。以下同じ。）として利用できるものとし、40枚綴りとする。

### (利用方法)

第7条 助成対象者は、利用券の氏名欄に申請者の氏名を記入するものとする。

- 2 助成対象者は、1回の乗車につき、運賃を上回らない範囲で複数枚の利用券を利用できるものとする。なお、この場合において、利用した利用券の合計額が運賃を超えたときは、その超過額を助成対象者が支払うものとする。

(利用券を利用できるタクシー)

第8条 利用券を利用できるタクシーは、佐賀県内に事業所を有し、佐賀県が実施する「子育てし大県“さが”タクシー」を運行するタクシー事業者のタクシーとする。

(利用券の有効期間)

第9条 利用券の有効期間は、利用券の交付日を始期とし、令和9年2月28日までを終期とする。

(不正利用等の禁止)

第10条 利用券は不正に利用してはならない。

(周知)

第11条 知事は利用券の適正利用について、周知に努めるものとする。

(事業の実施)

第12条 本事業は予算の範囲内において実施する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第5条関係）

0～2歳児世帯子育てし大県“さが”タクシー利用券交付申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

対象となる子

氏 名

(フリガナ )

生年月日

申請者と対象となる子との関係

【 母親 ・ 父親 ・ その他保護者】

(利用券交付番号： )

※お預かりした個人情報は、0～2歳児世帯子育てし大県“さが”タクシー利用券の交付に必要な事項を審査するためのみに使用し、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

詳しくは、佐賀県のホームページのプライバシーポリシーをごらんください。

[https://www.pref.saga.lg.jp/ki\\_ji00348621/index.html](https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00348621/index.html)

【申請関連画像】

○申請者本人確認書類

※運転免許証裏面がある場合

○申請者本人確認書類（2点目がある場合）

○出生届済証明





問い合わせ先



佐賀県子育て応援センター

☆0～2歳児世帯

子育てし大県“さが”タクシー利用券について

佐賀県 とも未来課

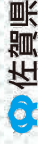
電話0952-25-7381

☆子育てし大県“さが”タクシーについて

佐賀県 交通政策課

電話0952-25-7525

※この事業は、佐賀県が国の物産高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施しています。



0～2歳児世帯  
子育てし大県“さが”タクシー利用券



利用券番号	第	号
氏名	様	
住所		
有効期限	令和 9 年 2 月末日	

利用上の注意

- この利用券を利用できるタクシーは、佐賀県内の子育てし大県“さが”タクシーです。
- 空車表示で走行中のタクシーや停留所タクシー、配車アプリは使用できません。
- この利用券は、0～2歳児と同乗する方以外は利用できません。  
※ただし、対象となることでの入院先との往復に限り、保護者の単独乗車が可能です。
- 利用券を使用するときは、氏名欄に申請者本人の名前を御記入ください。
- 運賃（待料金・迎車回送料金含む。）と利用券との差額は、利用者が負担してください。
- この利用券の再発行はいたしません。
- 利用券の不正使用は禁じられています。

うら

おもとて

**利用上の注意**

- この利用券を利用できるタクシーは、佐賀県内の子育てし大県“さが”タクシーです。
- 空車表示で走行中のタクシーや停留所タクシー、配車アプリは使用できません。
- この利用券は、0～2歳児と同乗する方以外は利用できません。  
※ただし、対象となることどもの入降先との往復に限り、保護者の単独乗車が可能です。
- 利用券を使用するときは、氏名欄に申請者本人の名前を御記入ください。
- 運賃（待料金・迎車回送料金含む。）と利用券との差額は、利用者が負担してください。
- この利用券の再発行はいたしません。
- 利用券の不正使用は禁じられています。

※この事業は、佐賀県が国の物産高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施しています。

**0～2歳児世帯  
子育てし大県“さが”タクシー利用券**

利用券番号	第	号
氏名	様	
助成金額	500円	
利用可能枚数	本券は1回の乗車に複数枚利用可	
乗車日	令和	年 月 日
有効期限	令和	9年 2月末日
取扱事業者	佐賀県知事	

発行者 佐賀県知事

おもとて

うら